

パートナーシップ構築宣言 記載要領

2020年6月

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 事務局



内閣府



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人

全国中小企業振興機関協会

はじめに パートナーシップ構築宣言とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大きな影響を受けています。このような厳しい経済情勢の下では、リーマンショック時のような取引条件の「しわ寄せ」が懸念されます。

また、依然として、中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していません。このため、取引先が連携して、テレワークの導入や共通取引基盤（EDI（Electronic Data Interchange））の構築を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、2020年5月18日に経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催しました。

本会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、新たに「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。

「宣言」には、

- ① **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、**
- ② **親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、**

を盛り込んで頂くことにより、感染症危機下においても、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、よろしくお願い申し上げます。

パートナーシップ構築宣言のひな形

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

p. 3

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

p. 4

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

p. 5

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

【定型部分】

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援等）
- c. 専門人材マッチング

記載上の注意

【定型部分】

・定形部分については、原則そのまま引用し、記載してください。

【個別記載部分】

・a～cの項目のうち、取り組む内容を選択し、具体的な内容を記載ください。（複数選択可）

（記載例）

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人財育成活動を推進する。

（取組の参考例）

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

＜第1回資料 P7～21＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2019/download/191203kenjinkaigi04.pdf>

＜第2回資料 P3～8＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi03.pdf>

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載下さい。

【個別記載部分】

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

記載上の注意

【定型部分】

- ・定型部分については、そのまま引用し、記載してください。
- ・なお、「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」ことに取り組む場合は、定型部分の後に、記載ください（取組内容に応じて、文章は適宜修正頂けます。）。

【個別記載部分】

- ・①～⑤のタイトル（「価格決定方法」等）は、原則、そのまま記載してください。ただし、型を活用した取引を行っていない場合は、②の項目自体を削除してください。
- ・①～⑤のタイトルの下の文章については、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を踏まえた上で、業種・業態の特性を踏まえ、各社で適宜修正ください。例えば、「振興基準」に盛り込まれている「取引対価決定の際の協議」や「契約条件の書面交付」等は、記載して頂くことが適当と考えています。

<振興基準>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>

3. その他（任意記載）

【任意記載部分】

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

【個別記載部分】

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

★取組の参考例★

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

○コマニー（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_3.pdf

○SCSK（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_2.pdf

記載上の注意

【任意記載部分】

・個社で取り組む独自の取組を記載してください。

【個別記載部分】

- ・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載・入力ください。
- ・自署欄は手書きを避けてください。
- ・押印は不要です。

提出の流れ

以下のURLからご提出ください（2020年6月10日から提出可能です）。

提出先

（公財）全国中小企業振興機関協会

URL：<https://www.biz-partnership.jp>

ファイル形式：PDF形式

掲載に当たっての注意事項

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、「ロゴマーク」（作成中）を使うことができます。名刺に記載することで、取組をPRできます。
- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の優先採択を検討しています。